

日本複写産業DCプラン 個人型手続き等の説明

60歳未満の退職者様（日本複写産業DCプランの資格喪失者）のご説明の参考にしてください。

★資産残高 15,000 円以下の場合

企業型である日本複写産業DCプランから脱退一時金として全額受け取ることが可能です。

〈説明事項〉

- ・退職者本人が JIS&T コールセンター (0120-401-229) に連絡し、手続きを行う。
- ・一時金を希望しない場合は、個人型運用指団者の手続きをする。

① 退職後すぐに転職しない場合（第1号被保険者）

個人型の手続きをし、資産を移換しなければなりません。

〈説明事項〉

- ・個人型（加入者もしくは運用指団者）の手続きを行う。

② 退職後、専業主婦になる場合（第3号被保険者）

支給要件を満たせば、個人型の手続き後（もしくは同時に）脱退一時金を受け取ることができます。脱退一時金を希望しない、又は要件を満たさない方は、個人型運用指団者の手続きが必要です

〈説明事項〉

- ・脱退一時金の手続きができ、希望する方は個人型を運営している機関（別紙II参照）にて手続きを進める。
- ・脱退一時金を希望しない、又は要件を満たさない方は、個人型運用指団者の手続きをする。

③ 転職・就職する場合（第2号被保険者）

転職される企業にて、企業型もしくは個人型の手続き、かつ資産の移換手続きが必要です。

〈説明事項〉

- ・転職先にて企業型もしくは個人型の手続き、かつ資産の移換手続きを必ず行う。
- ・転職先での手続きにおいては、JIS&T（コールセンター：0120-401-229）とも連絡する。

«« 配布してください »»

別紙I「今後の手続きに必要な情報」（基礎年金番号、会社名を記入してください）

別紙II「主な個人型運営管理機関」

«« 速やかな手続きをお願いしてください »»

退職後、半年以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ強制的に資産が移換され、様々な制約・不都合が生じますので、すみやかに手続きを進めるようお願いしてください。

〈個人型の手続きについて〉

個人型は、様々な金融機関が運営しています。（別紙IIを参考にしてください）

その中から運営管理機関を選び、個人型移換の手続きを進めます。

また、左の②における脱退一時金の手続き先も個人型運営管理機関となります。

○自分で掛金を掛ける ~ 個人型加入者

⇒ **移換依頼書・加入申出書を提出**

○ " 掛けない ~ 個人型運用指団者

⇒ **移換依頼書を提出**

〈脱退一時金の支給要件について〉

◎60歳未満 ◎企業型の加入者でない ◎個人型の加入者となれない

◎通算拠出期間が 1ヶ月以上 3年以下、または資産残高が 50万円以下

◎最後に企業型年金資格を喪失してから 2年を経過していない

◎企業型からの脱退一時金（資産 15,000 円以下の脱退一時金）を受けていない

これらすべてを満たす場合、脱退一時金を受け取ることが可能になります。

注）平成 26 年 1 月 1 月より脱退一時金の支給要件が変更となります。